

## 公益財団法人神奈川県市町村振興協会事務局の組織及び職員の職の設置 に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会定款第40条第3項の規定に基づき、事務局の組織及び職の設置について必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）の定款第2条の規定で定める事務所に次の各号に掲げる事務局の課を設置する。

- (1) 主たる事務所 総務課
- (2) 従たる事務所 研修課

(課の分掌)

第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 協会の庶務及び文書事務に関すること。
- (2) 協会の事業計画並びに予算及び決算に関すること。
- (3) 協会の予算執行に関すること。
- (4) 理事会及び評議員会に関すること。
- (5) 市町村振興宝くじ交付金基金等の資金の管理及び運用に関すること。
- (6) 市町村等への貸付け、交付及び助成の事業の実施に関すること。
- (7) 施設の修繕、維持管理（研修課が分掌するものを除く。）に関すること。
- (8) 神奈川自治会館の賃貸事業に関すること。
- (9) 市町村の振興に関する調査研究及び資料等の収集に関すること。
- (10) その他協会の運営に関すること。

研修課

- (1) 市町村等の職員の研修の実施に関すること。
- (2) 市町村等の職員の研修に係る助成に関すること。
- (3) 本郷台駅前縣市等合同施設における日常管理に関すること。

(職の設置)

第4条 協会の事務局に事務局長を、第2条に規定する課に課長を置く。

2 協会の理事長は、事務局に参与、次長、参事、主幹、副主幹、主査、主任及び主

事を置くことができる。

- 3 事務局長は、理事長の命を受けて事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。
- 4 参与は、上司の命を受けて特に重要困難な特定事務を処理する。
- 5 次長は、上司の命を受けて事務局の事務を整理し、事務局職員を指揮監督し、事務局長に事故がある場合はその職務を代理する。
- 6 参事は、上司の命を受けて事務局の事務に係る重要困難な特定の事務を処理する。
- 7 課長は、上司の命を受けて課の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 8 主幹は、上司の命を受けて重要な特定の事務を処理する。
- 9 副主幹及び主査は、上司の命を受けて上司の指示する分担に従い関係事務を処理する。
- 10 主任は、上司の命を受けて分担事務を処理する。
- 11 主事は、上司の命を受けて事務を処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協会の事務局の組織及び職の設置に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 公益財団法人神奈川県市町村振興協会組織規程(平成16年1月1日)は廃止する。